

いじめ防止基本方針

令和7年4月

堺市立月州中学校

1. いじめに対する基本認識

本校のすべての教職員は「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応をする。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、出来る限りの支援を行い、絶対に守り通す。
- (3) いじめた子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2. 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的で積極的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感を持ち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実、いじめ相談体制の整備
(1、2学期に教育相談週間の実施)及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした授業づくり等、日々の授業の改善・工夫を図る。
- (9) 保健体育の授業や教育相談等を通じて、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談することにより、ストレスを発散させることを学習させる。

3. 早期発見に向けて

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- (1) 子どものいじめを調査。(例：いじめ対応チェックリスト、いじめアンケート等)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(例：いじめアンケート、月州ノート、個別面談等)
- (3) 子どもの行動を注視する。(例：休み時間の巡回、昼食指導、清掃活動等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(例：月州ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(例：地域行事への参加等)

4. いじめの態様

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷やいやなことをされる。
- (9) その他（性的な嫌がらせ、お節介、親切の押し付け等）

5. 早期解決(措置)に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が必要である。

- ①いじめに係る行為が、少なくとも3か月間継続して止んでいること。
- ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 学校として、事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

6. いじめアンケート調査の実施

各学期に1回の年間計3回、いじめアンケート調査を実施する。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じ、いじめアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。

7. 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年主任、各学年生徒指導担当を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。本委員会において、いじめ防止に向けた取組についての定期的な点検を行うとともに、必要に応じて見直しを図るなど、学校の実情に応じ、いじめ防止に向けた取組の工夫改善に努める。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見・通報を受けた教職員は「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- (2) 当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎ情報共有できる体制をとる。
- (4) 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応する。また、いじめ問題への対応として、「生徒理解」をテーマにした校内研修を学期に1回実施する。

※重大事態への対応について

重大事態の認知後、教育委員会に報告を行い、本委員会が調査機関として事実確認等、徹底した調査に努める。調査結果についても、教育委員会に迅速に報告する。

【具体的な対応について】

- (1) いじめの認知は、本人、親、友人の誰からの報告であっても「この事態を心配している人から報告があった」で統一する。
- (2) 関係者に対する事実確認を個別で行う。
- (3) 情報の集約は生徒指導主事が主に行ない、教員が集合し、情報交換・矛盾点の分析を行う。
- (4) 必要に応じて②・③を繰り返し確認し、確かな「いじめの事実」を認知する。

- (5) 事実を認めた加害者に対し反省させる。
- (6) 加害生徒から被害生徒への謝罪。
- (7) 保護者を交えて、いじめの事実を報告する。

※保護者への連絡は直接会って行い、子どもよりも学校が先に伝えるようにする。

8. インターネット上のいじめの対応について

携帯電話等で SNS を利用したインターネット上のいじめ等については、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため、より大人の目に付きにくく、発見しにくい。また、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難である。そのため、1年生を対象にネットいじめ防止プログラムを実施し、インターネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者においてもこれらについての理解を求める。また、子どもが悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。インターネット上の不適切な画像や動画、書き込み等の掲載については、事実確認を行った上で、画像等の拡散と被害の拡大を防ぐため、直ちに適切な措置を行う。必要に応じて、法務局または地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署および関係諸機関に通報し、適切に援助を求める。

9. いじめ防止対策における留意事項

- (1) 悪ふざけなど、いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。
- (2) いじめを知らせてきた生徒の安全は十分に確保すること。
- (3) いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をすること。
- (4) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝えること。(傍観者への対応)
- (5) いじめをはやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させること。(観衆への対応)

- (6) 特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・発達障害を含む、障害のある生徒
 - ・海外から帰国した生徒や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒
 - ・LGBTや性的指向・性自認に係る生徒
 - ・東日本大震災により被災した生徒、原子力発電所事故により避難している生徒
- (7) 学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果をふまえて、改善に取り組むこと。
- (8) 教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。